

2014年08月11日

## 台風11号により被害を受けられたご契約者様へ

---

このたび被害を受けられました皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

弊社では、平成26年台風第11号により災害救助法が適用された下記の地域にお住まいのご契約者様に、保険料払込猶予期間の延長(※)をさせていただきます。

ご希望のご契約者様は、弊社お客様サービスセンターまでご連絡ください。

### 【法適用日】

平成26年8月9日

### 【適用市町村】

高知県：高知市、長岡郡大豊町、高岡郡四万十町

徳島県：那賀郡那賀町

### ※ 保険料払込猶予期間の延長

約款等に定めのある保険料払込猶予期間および保険料の不払による解除の規定については適用せず、保険料払込猶予期間を延長いたします。

お客様サービスセンター

0120-431-909 受付時間:9:00-18:00(土日祝日は資料請求受付専用)